

<結論>

1. 特別損失ほか細かい科目の内容が不明ではあるが、診断士試験レベルでの考え方には則れば、設定が不適切としか言いようがない。結果、第2問で導出される営業キャッシュフロー116も適切ではなく、財務活動、投資活動を含めた全てキャッシュフロー計算書との整合が取れない。
2. この原因は、①営業外損益でのキャッシュアウト（△8）が消えてしまっている、②法人税等の支払額が恣意的に23加算されている、ためである。
3. なので、第2問設問1は、設問の指示に従って表を完成させるだけの問題と割り切って考える以外ない。

1. D社キャッシュフロー計算書の作成

まず、以下の前提条件によって、BS、PLから財務、投資も加えD社のキャッシュフロー計算書を完成させる。（単位百万円）

<前提条件>

① 推察した出題趣旨(*1)に則り、その他流動負債、その他流動資産は営業活動によるキャッシュフローに組み入れる。

(*1) 第2問設問1の表中にある「その他 13」の内訳は、その他流動資産の増減額(1)とその他流動負債の増減額(12)であると推察した。

- ② ①より、その他固定負債は財務活動によるキャッシュフローに組み入れる。
 ③ 特別損失の発生は、固定資産の処分に起因するものとする。

(1) 現金預金の増減額 3 1

①現金及び預金 当期(195) - 前期(164)

(2) 財務活動によるキャッシュフロー 2 6 2

①短期借入金の増減額 318 ※当期(318) - 前期(0)

②一年以内返済予定の長期借入金の増減額 4 ※当期(47) - 前期(43)

③一年以内償還予定の社債の増減額	△10	※当期(0) - 前期 (10)
④配当金の支払額(*2)	△ 4	
※利益剰余金の増加額 (23) - 当期純利益(27)		
⑤長期借入金の増減額	△47	※当期(20) - 前期 (67)
⑥その他固定負債の増減額	1	※当期(46) - 前期 (45)

(*2) 配当金の支払いを含む財務活動キャッシュフローは、平成16年度事例IVで出題されている。

(3) 投資活動によるキャッシュフロー △362

①建物購入による支出	△16(*3)
------------	---------

(*3) 原価償却費を除く建物の変動額は△40である。

同時に、特別損失（減損損失）が56と建物の変動額以上に発生している。

これから、建物の変動額は、例えば以下のような内訳であったと推察できる。

- ・簿価56の建物を除却する。 △56
- ・建物を購入する。 16

除却（特別損失）は非現金支出で、キャッシュフロー計算書上は営業活動キャッシュフローでカウントしているため、投資活動キャッシュフローとしては、建物購入の△16が発生する。

なお、建物に限らなくても、固定資産のいずれかの科目で△56、16の仕訳が発生しているハズなので、投資活動によるキャッシュフローの総額は変わらない。

②土地購入による支出	△320	※前期(0) - 当期 (320)
③無形固定資産購入による支出	△ 1	※前期(1) - 当期 (2)
④投資その他資産購入による支出	△ 25	※前期(83) - 当期 (108)

(4) 現金預金の増減額、ならびに投資活動、財務活動それぞれのキャッシュフローから導出される営業活動キャッシュフローは131である必要がある。

実際のD社のキャッシュフロー計算書

営業活動によるキャッシュフロー	131
投資活動によるキャッシュフロー	△362
財務活動によるキャッシュフロー	262
現金及び現金同等物の増減額	31
現金及び現金同等物の期首残高	164
現金及び現金同等物の期末残高	195

2. 営業活動キャッシュフローの差異の考察

第2問設問1による営業活動キャッシュフローは116であり、上記の結論と15の差異が発生している。この差異の発生要因を考察する。

(1) 営業外収支の漏れ

△8

計算表では、小計前で営業外収支12を一旦控除（符号逆転）しているが、小計後で利息の支払額△4のみしか戻しておらず、差額が発生している。（*4）

- ・計算表上の営業外収支関連の科目

営業外収益（小計前：控除）	△8
営業外費用（小計前：控除）	20
利息および配当金の受取額	—
利息の支払額	△4

（*4）営業活動キャッシュフローにおける小計とは、税引前当期純利益からの計算で営業外の

収入、支出を除外し純粋な営業活動のキャッシュフローを算出するためのものである。

従って、小計以降で「利息及び配当金の受取額」と「利息の支払額」を戻すのであれば、

小計前も「利息及び配当金の受取額」と「利息の支払額」のみを除外すべきであり、

「営業外収入」「営業外支出」の指定はあり得ない。

(2) 法人税等の支払額の差異

23

P Lでの法人税等12に対し、計算表での法人税等の支払額が35となっており、差異が発生している。差異の根拠となる未払い法人税等はB Sに存在しない。（*4）

（*5）可能性として、B Sのその他流動負債の内数に未払い法人税等が含まれることが考えられる。

この場合

<CF計算書の消費税等の支払額（35）の内訳>

当期発生法人税等の支払	12
未払い法人税の支払い	23

<BSのその他流動負債の内訳>

	前期	当期
未払い法人税等	23	0
その他流動負債	45	80

と区分されることになる。

- ・この場合には、計算書の小計内数の「その他 13」は「その他 36」を採用されるべきである。

その他流動資産の増減額 1

その他流動負債の増減額 35

- ・したがって、計算書中の「その他」と「法人税等の支払額」の組み合わせは

その他 13 / 法人税等の支払額 12

もしくは その他 36 / 法人税等の支払額 35

のいずれかが適切であると考えられる。

3. 本来あるべきD社の営業活動キャッシュフロー計算書

税引前当期純利益	39	
減価償却費	36	
減損損失	56	
利息及び配当金の受取額	-	
利息の支払額	4	
売上債権の増減額	1	
棚卸資産の増減額	△3	
仕入債務の増減額	3	
その他	13	(もしくは 36)
小計	149	(もしくは 172)
利息及び配当金の受取額	-	
利息の支払額	△4	
法人税等の支払額	△12	(もしくは△35)
営業活動によるキャッシュフロー	131	